

礼文地域循環型社会形成推進地域計画（第2次計画）

北海道礼文町

平成28年月日策定

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村 : 礼文町 (離島、豪雪、過疎地域)
面 積 : 81.64k m² (平成 26 年 10 月 1 日現在: 国土地理院)
人 口 : 2,707 人 (平成 27 年 3 月末現在)

(2) 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

なお、目標の達成状況、廃棄物に関する法制度及び社会経済情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて計画を見直す。

(3) 基本的な方向

礼文町は、日本最北端の島で、利尻・礼文・サロベツ国立公園の中でも、夏には 300 種の高山植物が咲き乱れる風光明媚な「花の浮島」として知られる海の幸豊かな漁業と観光の町である。

この豊かで貴重な環境を保全し、次世代へ伝えていくため、資源循環や環境との共生を基調とした環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成を目指している。

このため、平成 19 年 11 月に「礼文町ごみ処理基本計画」を策定し、町民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生抑制・再利用・資源化（3R）の推進をはじめ、ごみの適正処理、環境教育・啓発活動、島内美化運動等各種の取組みを進めてきたところである。こうした取組みにより平成 20 年度以降、廃棄物の排出量は減少傾向にある。さらに、現在、礼文町ごみ処理基本計画（生活排水処理基本計画を含む）の改訂を行っており、さらなる取組みの強化を目指しているところである。

今後の廃棄物処理の基本方針については、町民、事業者、行政の三者が協働・連携して行動できる仕組みを作り、わかりやすい目標のもと、3Rの一層の推進に取組むことにある。このため、廃棄物問題に係る啓蒙・啓発活動や環境教育の強化、分別収集の拡充、地域リサイクル活動への助成等により廃棄物の発生抑制と資源の循環利用を図っていく。さらに、廃棄物の適正処理・処分の継続及び町内の美化運動・不法投棄対策を進めることで良好な自然環境を保全し、礼文町のまちづくりの基本テーマである「豊かな自然を未来につなぐ、いきいきとした元気な礼文づくり」に取組んでいく。

循環型社会形成に向けた施設整備としては、分別収集拡充の基盤整備として平成 26 年度に整備したマテリアルリサイクル推進施設、平成 25、26 年度に整備した最終処分場に続き、焼却処理施設を更新整備する。これらの施設整備を通じて、将来に向けて安定した廃棄物処理体制を確保する。

生活排水処理については、下水道整備の対象とならない地区における生活環境の改善と水環境の保全を図るために、引き続き合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の位置付け・検討

北海道の「ごみ処理の広域化計画」では、離島のため礼文町単独のブロックとなっている。

しかし、循環型社会形成の実現に向けて取組んでいくため、平成22年度に稚内市、利尻郡清掃施設組合（利尻富士町・利尻町）、南宗谷衛生施設組合（猿払村・浜頓別町・中頓別町・枝幸町）、西天北5町衛生施設組合（天塩町・豊富町・遠別町・中川町・幌延町）で宗谷地区地域循環圏検討協議会を設置し、循環資源の状況や適正な循環を促すための施策など、宗谷地域での統一した取組みについて検討協議したが、離島という地域特性により、運搬方法（海上輸送）、コスト、悪臭対策など様々な条件や制限が生じるため、離島単独が得策となつた。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物の処理

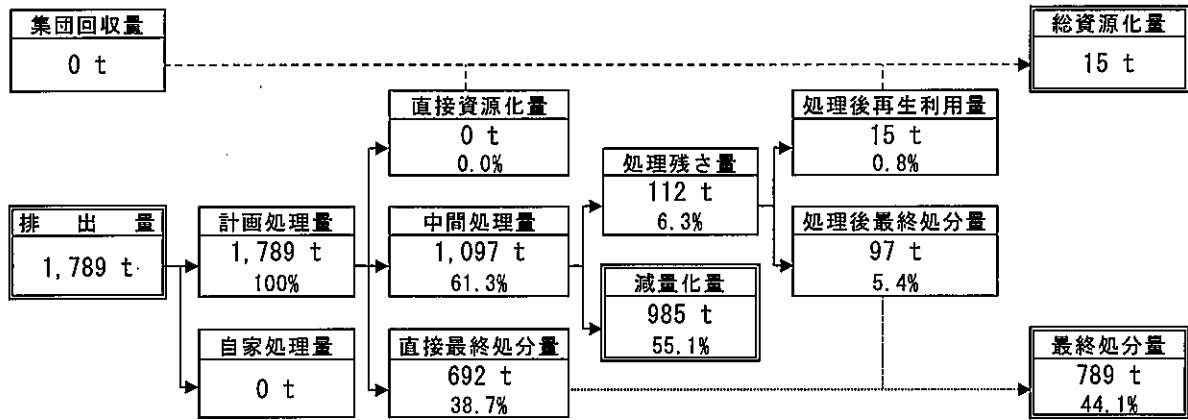
平成26年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

総排出量は、1,789トンであり、再生利用される「総資源化量」は15トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は0.8%である。

集団回収は、自治会単位では実施していないが、一部の販売店や一部の小学校で取り組まれているものの、回収量は把握できず、リサイクル率に反映されていない。

中間処理による減量化量は985トンであり、排出量の約44%に当たる789トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は1,082トンである。焼却施設では、現在は温水回収による場内の暖房及び給湯を行っている。



注) 各処理量にかかる比率はラウンド（端数）処理によるため合計が合致しない場合がある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 26 年度）

イ 市町村が行う産業廃棄物の処理

本町が処分している産業廃棄物は、表1のとおりで、国立公園の指定区域もあるため、不法投棄の防止や環境美化のため、町が安定型最終処分場を整備して受入れ、管理を行っている。

そのほか、排出者責任として減量化を条件に一般廃棄物最終処分場では、併せ産施設として下水道汚泥、建設系ごみ（木くず）、動植物性残渣を受入れ、埋立処分している（表2）。

従前、汚泥再生処理センターで処理していたし尿や浄化槽汚泥は、下水処理場で共同処理され、下水道汚泥として処分されている。

町で処理するその他の産業廃棄物は、今後も排出者責任として発生抑制・減量化を推進し、分別の徹底化や適正処理に努めるようさらなる指導強化を図り、施設の延命化に努めしていく。

表1 安定型最終処分場（産業廃棄物処理施設）

処分している産業廃棄物	処分している施設	処分の方法	設置場所
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず	安定型最終処分場	埋立	礼文郡礼文町大字船泊字沼ノ沢 1013 番

表2 併せ産廃の実績 （単位：トン）

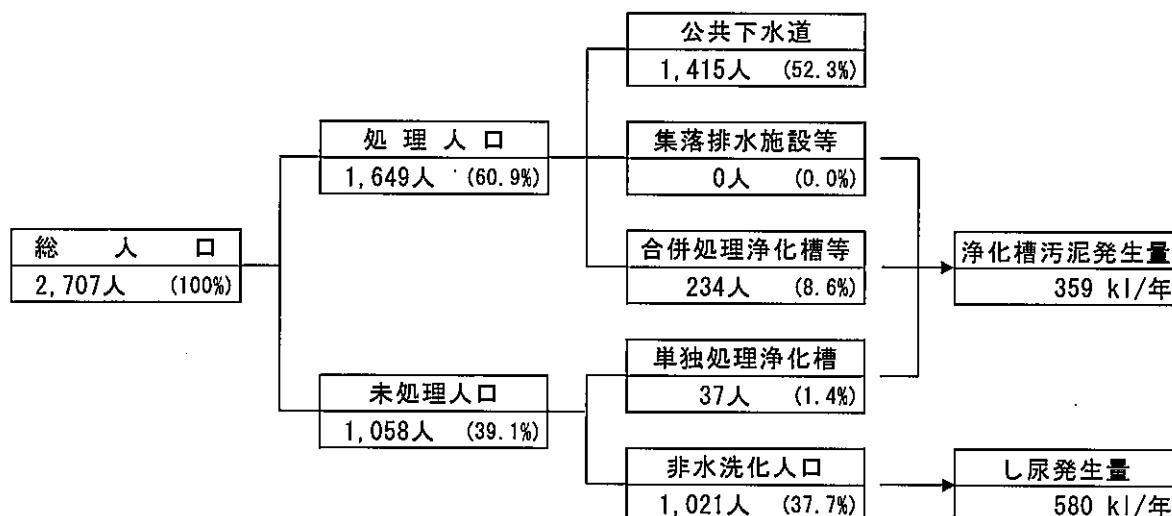
項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
下水道汚泥	255	262	351	556	359
下水道汚泥以外	2,182	801	1,177	1,356	360
合計	2,437	1,063	1,528	1,912	719

(2) 生活排水の処理の現状

平成 26 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は、次のとおりである（図 2 参照）。

生活排水処理対象人口は、全体で 2,707 人であり、水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）は 1,649 人、生活排水処理率は 60.9% である。

し尿発生量は 580kL/年、浄化槽汚泥発生量は 359kL/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は 939kL/年である。



注) 各処理量にかかる比率はラウンド（端数）処理によるため合計が合致しない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 26 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 3 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

一般廃棄物の目標達成時（平成 33 年度）では、リサイクル率を 8.3% 目標とする。

家庭系総排出量は、現状（平成 26 年度）1,339 トンに対して目標（平成 33 年度）1,143 トンと 14.6% 削減、一人当たりの排出量では、現状（平成 26 年度）491kg に対して目標（平成 33 年度）452kg と 7.9% 削減を目標とする。

表3 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1)		目標(割合※1)	
		(平成26年度)		(平成33年度)	
排出量	事業系 総排出量	450t		1,377t	(206.0%増)
	1事業所当たりの排出量※2	1.68t/事業所		4.74t/事業所	(182.1%増)
	家庭系 総排出量	1,339t		1,143t	(14.6%減)
	1人当たりの排出量※3	491kg/人		452kg/人	(7.9%減)
	合計 事業系家庭系排出量合計	1,789t		2,520t	(40.9%増)
再生利用量	直接資源化量	0t	(0.0%)	0t	(0.0%)
	総資源化量	15t	(0.8%)	209t	(8.3%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	MWh	—	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	985t	(55.1%)	1,335t	(53.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	789t	(44.1%)	976t	(38.7%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

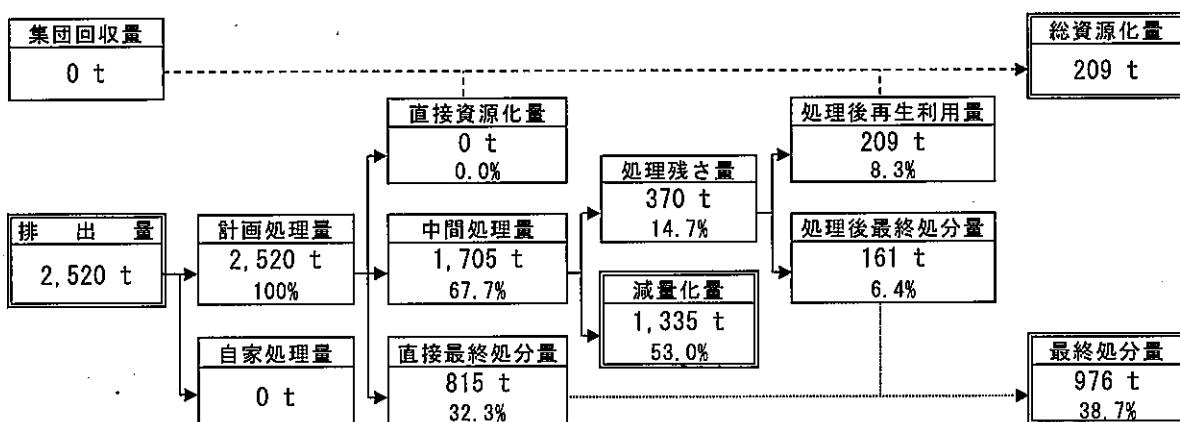
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



注) 各処理量にかかる比率はラウンド(端数)処理によるため合計が合致しない場合がある。

図3 目標達成時的一般廃棄物の処理フロー(平成33年度)

施設に直接搬入されるごみ（主として事業系）は、地域的な特性として国立公園に指定されていることから、環境美化および環境保全や不法投棄防止を目的に行って島内一斉清掃ごみを含めていたが、最終処分場の耐用限界が懸念されたため、平成 20 年度以降に最終処分場の延命化のため、排出事業者に対してごみの発生抑制や減量化、分別の徹底化の指導を強化し、処理手数料の有料化をすすめ、また一斉清掃は活動を縮小化して処理施設の受入れ制限を行い、地域を限定した取組みや分別の徹底化を強化して、平成 26 年度まで対応してきた。

しかし、不法投棄対策や国立公園の環境美化及び環境保全のため、今後は一斉清掃を一層強化していく必要があり、平成 19 年度以前の水準として、活動を進めていく。

したがって、平成 33 年度の目標を設定する際には、一斉清掃を含めて検討することとする。直接搬入ごみとして受入れているのは、生活系の粗大ごみ（粗大ごみを収集していない）と事業系一般廃棄物で、排出者に対し、排出抑制及びごみ減量化、分別の徹底化の指導を強化してきたことから、平成 25 年度において大きく減少している。

しかし、今後のさらなる排出量削減は生活環境の保全上、経済活動上困難であるため、各種の取組みを進めながら、目標を設定する。

一般廃棄物の推計は、トレンド法による推計法では合理的な推計値は得られないため、実際の推計に当たっては、これまでの排出実績を基に推計する。

ただし、一斉清掃は今後計画的に取組む予定であるため、増分を見込んで推計を行った。容器包装リサイクル法に伴う資源の収集品目の拡大や古紙類の回収、埋立地に搬入されたごみからの資源回収（主として金属および鉄くず）など、資源リサイクル活動の推進と廃棄物の発生抑制に努めていくものとし、リサイクル率を現状（平成 26 年度）の 0.8% から本計画の目標年次（平成 33 年度）には約 8% を目標として、リサイクルに関する体制を整え、それぞれの施策に取組んでいくものとする。

表 4 事業系ごみの実績 (単位：トン)

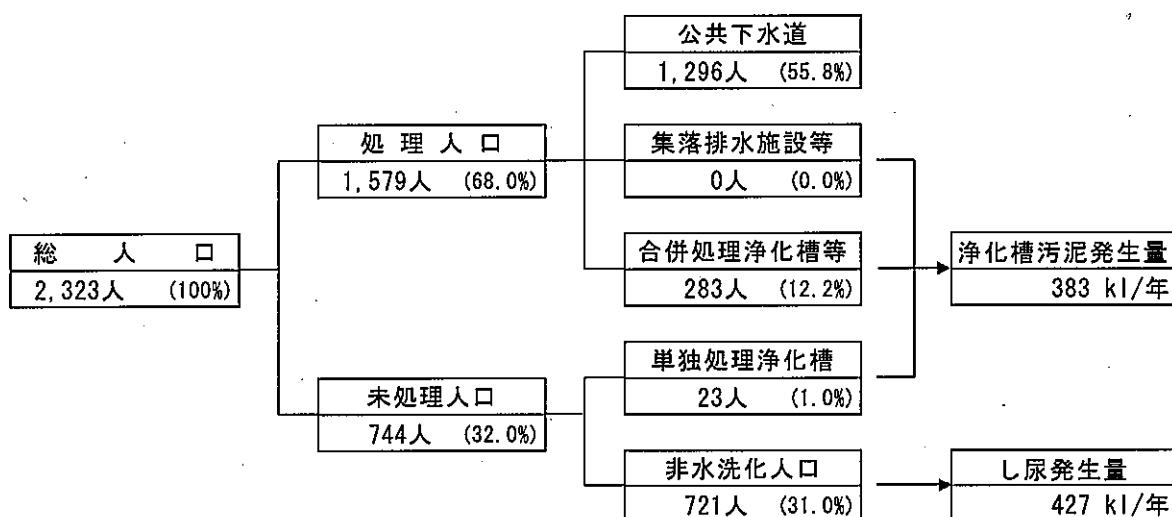
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
直接搬入ごみ	3,065	2,894	1,444	968	293	408	662	730	204	466
うち一斉清掃	(1,647)	(1,555)	(654)	(552)	(124)	(207)	(323)	(342)	(92)	(226)
生活系直搬	1,891	1,654	516	22	177	256	443	481	125	313
うち一斉清掃	(576)	(622)	(275)	(0)	(37)	(100)	(132)	(138)	(40)	(93)
事業系直搬	1,174	1,040	928	946	116	152	219	249	79	153
うち一斉清掃	(1,071)	(933)	(379)	(552)	(87)	(107)	(191)	(204)	(52)	(133)

（4）生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 5 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表5 生活排水処理に関する現状と目標

		平成26年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道	1,415人(52.3%)	1,296人(55.8%)
	農業集落排水施設等	0人(0.0%)	0人(0.0%)
	合併処理浄化槽等	234人(8.6%)	283人(12.2%)
	未処理人口	1,058人(39.1%)	744人(32.0%)
合計		2,707人	2,323人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	580キロットル	427キロットル
	浄化槽汚泥量	359キロットル	383キロットル
	合計	939キロットル	810キロットル



注) 各処理量にかかる比率はラウンド(端数)処理によるため合計が合致しない場合がある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(平成33年度)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

1) ごみ排出抑制・減量化対策の強化

ライフスタイルを見直し、日常生活のあらゆる場面においてごみを発生させない、出さないことの実践として、過剰包装の抑制も含めたマイバック運動・レジ袋対策の強化に努め、今後はさらに意識啓発を図り、再使用、再利用の推進を働きかける。

2) 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任・拡大排出者責任を明確に示し、一般廃棄物のみならず産業廃棄物の自己処理責任の周知徹底を図る。さらに、減量化計画の策定指導等、排出抑制に関する協力の体制化を図る。

3) 環境教育・環境学習の充実

- ① 小中学校におけるビデオ教材、副読本を利用した環境教育を実施する。また、各種イベントにおいて、ごみ減量・分別に関するプログラムを取り入れ、環境学習の充実を図る。
- ② 事業者によるごみ減量、リサイクルを推進するため、事業者向けのごみ処理ガイドブック等の作成、配布を検討する。

4) 地域リサイクル活動への支援

自治会、学校におけるリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット等）の推進を図るために、車両の貸し出し、開催場所や保管場所の提供、資源回収ルートに関する情報提供等の支援活動を推進する。

5) 再使用・再利用に係る情報提供

再利用、再使用の推進を図るために、町のホームページや広報誌等の情報媒体を通して町内の不用品情報（差し上げます、もらってください）の提供を行うほか、収集ごみや一斉清掃のごみの中から再使用が可能なものの情報を提供し、希望者に譲渡する制度について検討する。

6) 有料化制度の適正化

礼文町では、ごみの減量化の観点から有料化を昭和57年4月から行っている。

現状では、一般家庭からの家庭系ごみは定額制、事業系ごみも業態ごとに定額制、各施設への直接搬入ごみは従量制としている。

しかしながら、定額制では負担の公平化が得られず、ごみの減量化に繋がっていないため、従量制への変更について、社会情勢や近隣自治体（利尻町、利尻富士町）の動向、町民や事業者の意見（廃棄物減量等推進協議会の活用）、ごみ処理経費の実態等に十分配慮し、適正な有料化制度の確立を目指す。

7) 生活排水対策

家庭、事業所等から排出される汚濁負荷量の削減のため、現状どおり、次の施策を強化する。

- ① 家庭等における廃油ポット、三角コーナーネット、無リン洗剤・せっけん、拭取紙等の排出抑制用品の使用、風呂の残り湯の有効利用等、発生源での対策を指導する。
- ② 公共下水道区域における未接続世帯・事業所に対し、早期接続を働きかけるとともに、下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を働きかける。
- ③ 浄化槽設置者に対し、浄化槽の機能維持のため、法令に基づく維持管理を徹底するよう、指導する。

(2) 処理体制

1) 家庭系ごみ処理体制

家庭系ごみの収集・運搬は、礼文町の委託業者が行っている。

また、粗大ごみは収集していないため、処理施設に直接搬入している。

分別区分及び処理方法は、表6のとおりとする。

燃やせるごみは、現状どおりに焼却施設で焼却処理して、その残渣を埋立処分するが、現有焼却施設は昭和60年12月に竣工した施設で老朽化が著しいため、更新整備を図る。

粗大ごみについては、現在、粗大ごみ処理施設の切断圧縮機の老朽化と選別設備が設置されていないことから破碎せず直接埋立処分している。可燃性粗大ごみについては、焼却施設の更新整備に合わせて、ごみ剪断機を導入し、剪断後、焼却処理を行う。

燃えないごみ、不燃性粗大ごみは、最終処分場で埋立処分するが、金属類および鉄くずや再利用・再使用できるものは回収して、リサイクルする。

資源の分別品目は、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、段ボール、発泡スチロール（発泡スチロール製の白色トレイを含む）の5品目と、新聞紙や雑誌等の古紙類、紙パックも分別収集（回収）しているが、平成33年度からガラス瓶3種、その他紙製容器包装、その他プラスチック類（ペットボトル、発泡スチロールを除く）も対象として分別収集を開始する予定である。

分別収集品目の拡大にあたっては、町が資源収集（回収）する品目を明確にし、周知徹底を図る。

収集（回収）した資源の処理については、アルミ缶、スチール缶は圧縮処理、ペットボトルはストックヤードで圧縮梱包を行う。マテリアルリサイクル推進施設では、段ボール・紙製容器類・プラスチック製容器は圧縮梱包、発泡スチロール（発泡スチロール製の白色トレイを含む）は減容固化、古紙類・紙パックは保管、ガラス瓶は選別・保管を行う。

2) 事業系ごみ処理体制

事業系ごみは、一部を収集ごみとして礼文町の委託業者が収集・運搬しているほかは、事業者が分別して自ら各施設まで搬入している。

今後は、家庭系ごみと同様に、減量化や適正処理について指導を強化し、分別を徹底してもらう。中間処理については、家庭系ごみに準じた処理を行う。

3) 一斉清掃の処理体制

礼文島は、「利尻・礼文・サロベツ国立公園」の指定を受けているため、また不法投棄防止のため、町、自治会や事業所が主体となって行う一斉清掃を今後も実施することとする。

ただし、一斉清掃については地域の限定を解除して推進していく、行政・住民・事業所が一体となって島内全域の環境美化に努めて行く。

しかし、今後は可燃性のものは焼却、金属類（鉄類）等の資源はリサイクル、他の不燃性のものは埋立することとして、分別を徹底する。

とくに一斉清掃実施時は分別を徹底して、金属類等有価物は資源化、可燃物は焼却処理でき

る体制を整備する。

4) 町が処理する産業廃棄物の処理体制

安定型最終処分場は、現行のとおりに町が整備して、管理していく。

木くず、動植物性残渣についても、現行のとおりに町の一般廃棄物最終処分場で併せ産廃処理するが、排出者責任としての排出抑制や分別の徹底、適正処理について指導を強化し、減量化に努めることを受入条件とする。

また、従量制の導入についても検討していく。

5) 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。また、し尿、浄化槽汚泥については、現在、し渣・夾雑物を除いた後（汚泥再生処理センターの前処理設備を利用）、既存の下水処理場（香深アクアプラント）に投入し、共同処理を行っている。下水との共同処理により、し尿処理経費の軽減と汚水処理の一元化が図られており、今後とも下水との共同処理を継続する。

6) 今後の処理体制の要点

- ① 更新整備する焼却施設において、現状の燃やせるごみの全量焼却体制を維持する。また、可燃性粗大ごみは新焼却施設の整備に併せて剪断機を導入し、剪断後、焼却処理を行う。
- ② 中間処理残渣や、不燃ごみ、不燃性粗大ごみは、現在の一般廃棄物最終処分場（第3期）で埋立処分を行う。当該施設では、（台風や低気圧直後等の）海岸漂着物のほか、産業廃棄物（焼却残渣、木くず、動植物性残渣）を併せて処分する。
- ③ アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、段ボール、古紙類、紙パック、発泡スチロール（発泡スチロール製の白色トレイを含む）の資源化は現状の施設での資源化処理を継続する予定で、設備の耐用年数や更新等について検討していく。
マテリアルリサイクル推進施設では、紙製容器類、プラスチック製容器の圧縮梱包の処理、ガラス瓶の選別を追加する。
- ④ し尿・浄化槽汚泥の処理・処分は、前処理後、下水処理場に投入し、下水との共同処理を行い、処理後の脱水汚泥は最終処分場に搬入、埋立処分とする。

表6 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成26年度)					
分 别 区 分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)		
燃やせるごみ	焼 却	燃却施設	797		
粗大ごみ	埋 立	(破碎後) 最終処分場	309		
	金属回収	充 填	1		
燃えないごみ	埋 立	最終処分場	222		
アルミ缶	ヘリ 圧 緒	(焼却施設内) 切断压缩設備 (压縮・保管) 管	5		
スチール缶	ペ ッ トボトル	ストレッカード (压縮・保管)	4		
				1	

※本類は候補施設のプラットホームの一部で、切断圧縮機により圧縮処理している。

ペットボトルはストックヤードを設け、圧縮梱包機を設置している。

候補施設は、回転式ではなく油圧切断圧縮方式の簡易切断のもので選別装置もなく、焼却施設建設時に焼却施設内に補助事業の設置、平成27年度からは主として布類および金属類の切断圧縮以外では使用していない。

老朽化のため、最終処分場に搬入された廃棄物から金属類を金属回収へ、最終処分場に売却している。

回収して業者に売却しているが量等は把握できていない。

紙パックは販売店等で回収しているが、平成27年度からはリサイクル料金が付与され、袋ボルト、古紙パックに併せて、白色トレイも付与される。袋ボルト、古紙パックについては販売店等での回収は継続し、町で收集・回収する量はまだ未満であり数値としては0となっている。

機器	冷蔵庫、衣料品、油類等の販売店が運営する回収場所で保管。個人が持参。	町の指定する保管場所で保管。	業者引取り場所まで町が運搬
----	------------------------------------	----------------	---------------

(3) 処理施設の整備

1) 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制を構築するため、表7のとおり必要な施設整備を行う。

表7 整備する処理施設の概要

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	衛生センター(ごみ処理施設)更新整備事業	6.0 t/日 (機械化バッチ 燃焼式)	北海道礼文郡礼文町香深字カフカイ	平成30 ~ 31年度

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化、可燃性粗大ごみの焼却処理への対応

2) 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表8のとおり行う。

表8 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成26年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	39	41	87	平成28~ 32年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

衛生センター(ごみ処理施設)更新整備事業に先立ち、平成28年度より表9に示す計画支援事業を行う。

表9 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	衛生センター(ごみ処理施設) 更新整備事業に係る実施調査・計画	測量調査	平成28~ 29年度
		地質調査	
		実施計画(発注仕様書作成等)	
		周辺環境(生活環境)調査	

(5) その他の施策

1) ごみ減量化・資源化目標の設定と達成度の発信

町民、事業者、行政が共通の目標を共有し、3Rの取り組みを実践していけるよう、わかりやすい目標を設定し、町民、事業者へ広報等の情報媒体を利用して広く発信する。目標の達成度は隨時公表する。

2) 行政における率先的取組み

町も自ら排出抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

3) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電リサイクル対象品は、適正な回収・再商品化がなされるよう、排出者の依頼を受けて販売店が回収して、または排出者が直接的に町の一時保管場所に搬入・保管して、町が稚内市内の指定引取場所まで運搬している。

今後も販売店などと協力して、適正なリサイクルがなされるよう普及啓発を行う。

4) ごみ処理、生活排水処理に係る情報公開

町のホームページや広報誌等を通じて、ごみ処理や生活排水処理に関する様々な情報を積極的に公開し、町民の安全・安心を確保するよう努める。

- ① ごみ処理事業の現状（ごみ排出量、リサイクル率、ごみ処理経費、焼却処理施設及び最終処分場の運転管理状況等）の公開。
- ② 生活排水処理事業の現状（生活排水処理率、水環境の状況、し尿処理経費、公共下水道施設及び下水道投入施設の運転管理状況等）の公開。

5) 不適正処理・不法投棄対策の強化

不法投棄、不適正処理に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、啓発活動により違法行為を許さない環境づくりに努める。具体的な施策は次のとおり。

- ① 不法投棄・不適正処理パトロールの継続と広報・啓発活動の強化
- ② 自治会、警察等との連携による違法行為防止対策連絡会の設置
- ③ 島内一斉清掃への町民の参加推進、清掃ボランティア活動による環境美化の推進
- ④ 罰則付き条例制定の検討

6) 災害時の廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物処理については、「礼文町地域防災計画」を踏まえて「災害廃棄物処理計画」を特別計画として策定するが、基本方針は、次のとおりである。

① 防災体制の整備

災害発生時に必要となる設備・機材の確保等、災害体制の整備に平常時から努める。

災害発生に備え、感染症対策上から「生ごみ、し尿を優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確保する」等の「災害対策マニュアル」を策定する。

災害発生時は、災害対策本部を速やかに立ち上げ、対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応する。「災害対策マニュアル」に従い、災害廃棄物の置場や搬送ルートを確保し、災害廃棄物の収集・運搬を的確、かつ迅速に行う。

② 国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合（平成26年8月に発生したような数十年に一度の大震災など）、離島の礼文町だけでは対応しきれない状況にあるため、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について迅速に対応できるよう、国、道へ支援要請を行う連携体制を構築する。

③ 事前広報活動の実施

災害時におけるごみ、し尿の処理・処分体制、対策を平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を通じて情報提供し、災害時の適正処理への協力を広く町民に要請する。

7) 海岸漂着物の処理に関する基本方針

（台風や低気圧直後等に発生する）海岸漂着物は、分別が困難であり、特に流木は焼却、破碎ともに困難な処理困難物であるため、当面の措置として、流木は保管処分、その他は埋立処分を継続する。

このため、海岸漂着物の処理については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、国、北海道との連絡調整のもとで対応を協議していく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

（1）計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び北海道と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（2）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

所有施設の概要

■資源化施設・1

名称	礼文町衛生センター（ストックヤード）
設置主体	礼文町
所在地	北海道礼文郡礼文町香深字カフカイ
処理能力	0.8t／日（圧縮・梱包）
竣工	平成15年 8月
対象品目	ペットボトル
処理方法	圧縮・梱包
補助の有無	（有）・ 無

※ペットボトルを対象とするストックヤード、缶類は焼却施設のプラットホームの一部
を利用して切断圧縮して、個々での処理・保管となっている。

■資源化施設・2

名称	礼文町衛生センター（マテリアルリサイクル推進施設）
設置主体	礼文町
所在地	北海道礼文郡礼文町香深字カフカイ
処理能力	圧縮梱包設備 0.23t／日、減容固化設備0.01t／日
竣工	平成26年 12月
対象品目	段ボール、発泡スチロール
処理方法	段ボール：圧縮・梱包、発泡スチロール：減容固化
補助の有無	（有）・ 無

■焼却施設

名称	礼文町衛生センター（ごみ処理施設）
設置主体	礼文町
所在地	北海道礼文郡礼文町香深字カフカイ
処理能力	15t／日（1炉×8h／日）
竣工	昭和60年 12月
対象品目	可燃ごみ
処理方法	機械化バッチ燃焼式
補助の有無	（有）・ 無

■粗大ごみ処理施設

名称	礼文町衛生センター（ごみ処理施設）
設置主体	礼文町
所在地	北海道礼文郡礼文町香深字カフカイ（焼却施設内）
処理能力	4t／日（0.8 t ×5h）
竣工	昭和60年 12月
対象品目	粗大ごみ、不燃ごみ、アルミ缶、スチール缶
処理方法	切断・圧縮式
補助の有無	（有）・ 無

■最終処分場

名称	一般廃棄物最終処分場（第3期）
設置主体	礼文町
所在地	北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ964番、沼ノ沢1013番
埋立面積	8,450m ²
埋立容積	38,075m ³
竣工	平成27年3月
埋立対象物	中間処理残渣、不燃ごみ、粗大ごみ（一斉清掃ごみを含む）、汚泥、一部併せ産廃対象物
浸出水処理方法	生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着処理+消毒 (処理能力 23m ³ /日 第3期埋立処分場分)
補助の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成28年度)

(1) 地域名	北海道 礼文町	(2) 地域内人口	2,701人	(3) 地域面積	81.64km ²
(4) 構成市町村等名	礼文町	(5) 地域の要件*	面積 沖繩 離島	奄美 豪雪	山村 半島 過疎
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村 :	該当なし	設立年月日 :	年 月 日	設立、認可予定
	設立されていない場合、今後の見通し :				

* 交付要請で定める交付料金と異なる要件のうち、該当する項目全てに〇を付ける。

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度		
排出量	事業系 総排出量 (t/a) (-資源・海洋汚染を含む)	466	536	550	374	450	1,377	206,04増 (対H26)	
	1事業所当たりの排出量 (t/a/事業所)	1.73	1.99	2.05	1.38	1.68	4.74	182,14増 (対H26)	
排出量	家庭系 総排出量 (t/a) (-資源循環を含む)	1,362	1,505	1,555	1,168	1,339	1,143	14,69減 (対H26)	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	453	514	535	414	491	452	7,94減 (対H26)	
	合計 事業系家庭系排出量合計(t/a)	1,828	2,041	2,085	1,532	1,789	2,520	40,98増 (対H26)	
再生利用量	直接資源化量 (t/a)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	給資源化量 (t/a)	22 (1.2%)	18 (0.9%)	22 (1.1%)	22 (1.4%)	15 (0.8%)	209 (8.3%)	0 (0.0%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電量 kWh)	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	
中間処理による減量化量 (中間処理前後の差 t/a)	1,054 (57.7%)	1,055 (51.7%)	1,024 (49.1%)	982 (64.1%)	985 (55.1%)	1,335 (53.0%)			
最終処分量	埋立最終処分量 (t/a)	752 (41.1%)	968 (47.4%)	1,040 (49.8%)	528 (34.5%)	789 (44.1%)	976 (38.7%)		
	※別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。一方青掲は、最終処分場の運営化のため、平成20年度から地域を限定して取組み、排出量を抑制(制限)してきたが、不法投棄対策や国立公園の環境美化・環境保全のため、同活動を今後も一層推進していく予定。ただし、その量については変動が想定される。								
現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定	現 有 施 設 の 内 容	新 廃 止、新設の内容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容	新 設 の 内 容
施設種別	事業主体	型式及び処理方式	補助の処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止予定年月
焼却処理施設	機械化バッチ式	有 有 (更新) 新規整備・改修	15 t/日	S60.12	更新 平成32年4月予定	老朽化	ストーカ方式	平成32年3月予定	6 t/日 新設
粗大ごみ処理施設	油圧切断圧縮方式	有 厚生省 (0.8t×5h)	4 t/日	S60.12	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
最終処分場	第3期最終処分場 生ごみ処理+砂土混入	有 環境省 建設後 6km ³ /日	38,075m ³ /15年 (15年間建立)	H27. 4	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
浸出水処理施設	ペットボトル圧縮・梱包	有 環境省	8,450m ³ (15年間建立)	H27. 4	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設	有 環境省	0.8t/日	H16. 4	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものをお添付した。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（污水衛生処理率または污水处理人口普及率）				目標	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
総人口	2,975	2,904	2,837	2,760	2,707	2,323
公共下水道	1,226	1,271	1,276	1,396	1,415	1,296
汚水衛生処理人口						
汚水衛生処理率 または污水处理人口普及率	41.2%	43.8%	45.0%	50.6%	52.3%	55.8%
集落排水施設等	污水衛生処理人口					
	污水衛生処理率 または污水处理人口普及率					
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	143	144	175	206	234
	污水衛生処理率 または污水处理人口普及率	4.8%	5.0%	6.2%	7.5%	8.6%
未処理人口	污水衛生未処理人口	1,606	1,489	1,386	1,158	1,058
						744

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

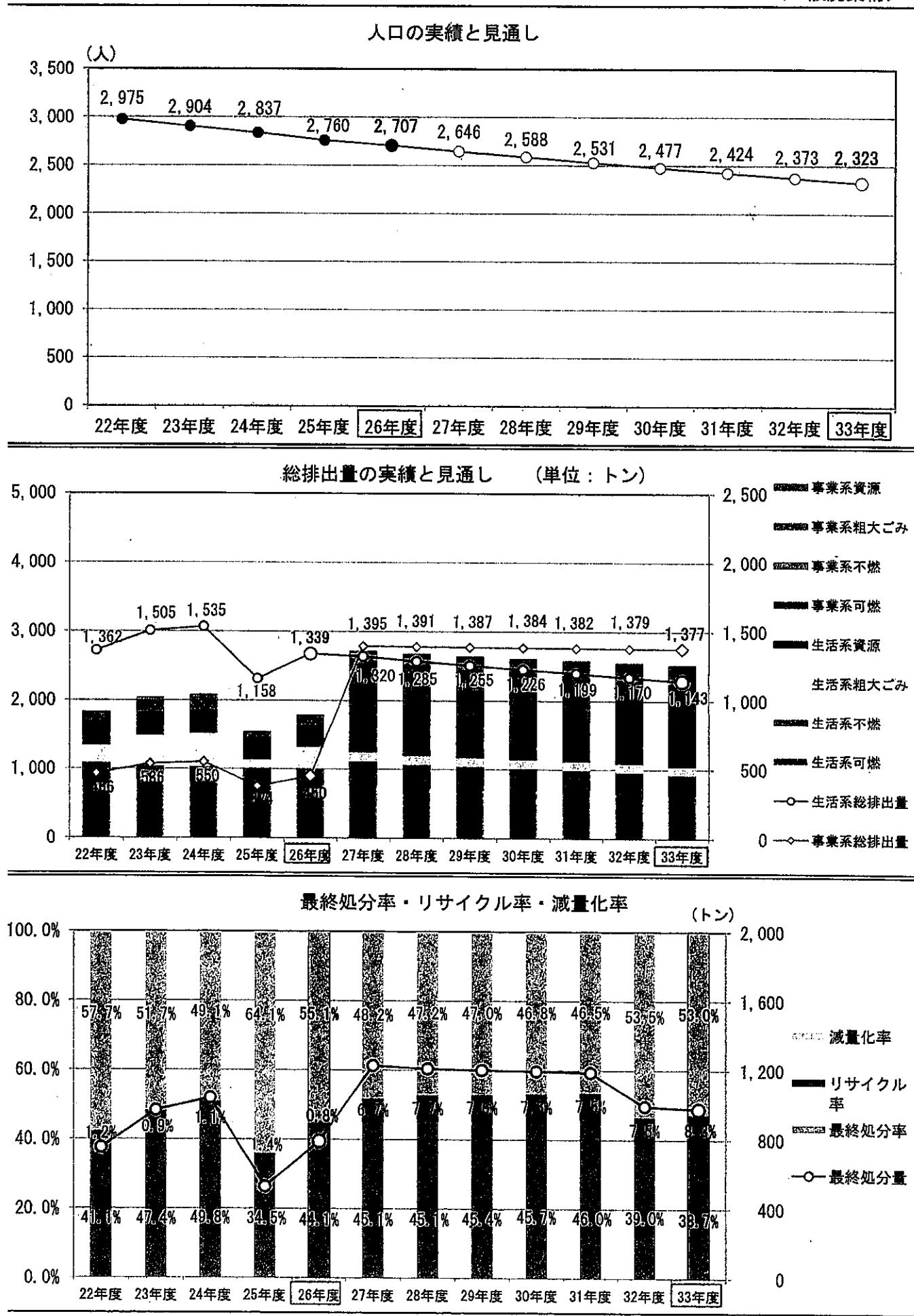
5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

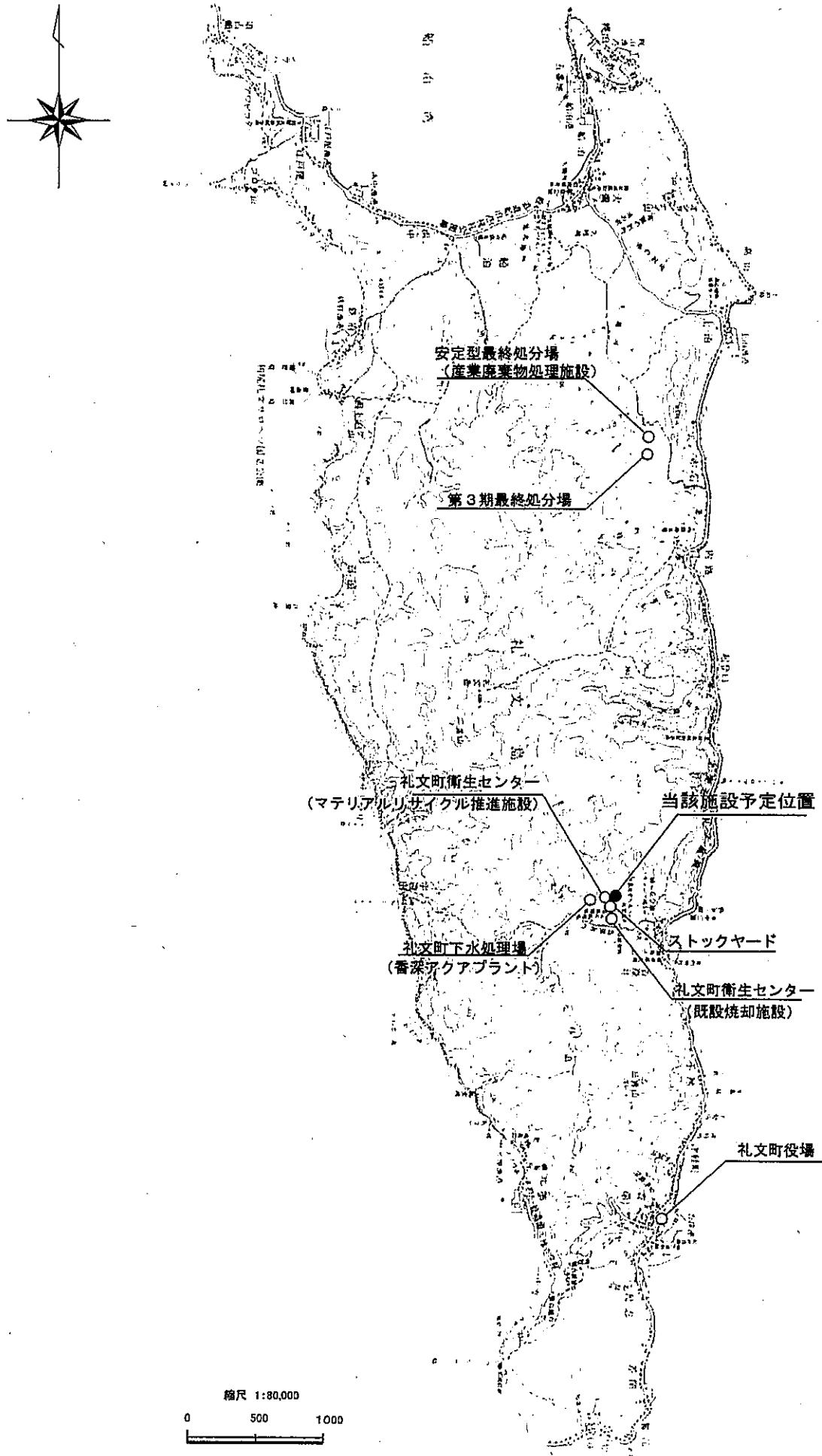
施設種別	事業主	現有施設の内容	整備予定期数の内容			備考
			基數	処理人口	開始年月	
浄化槽設置整備事業	礼文町	39	91		平成24年4月	41
						87 平成33年

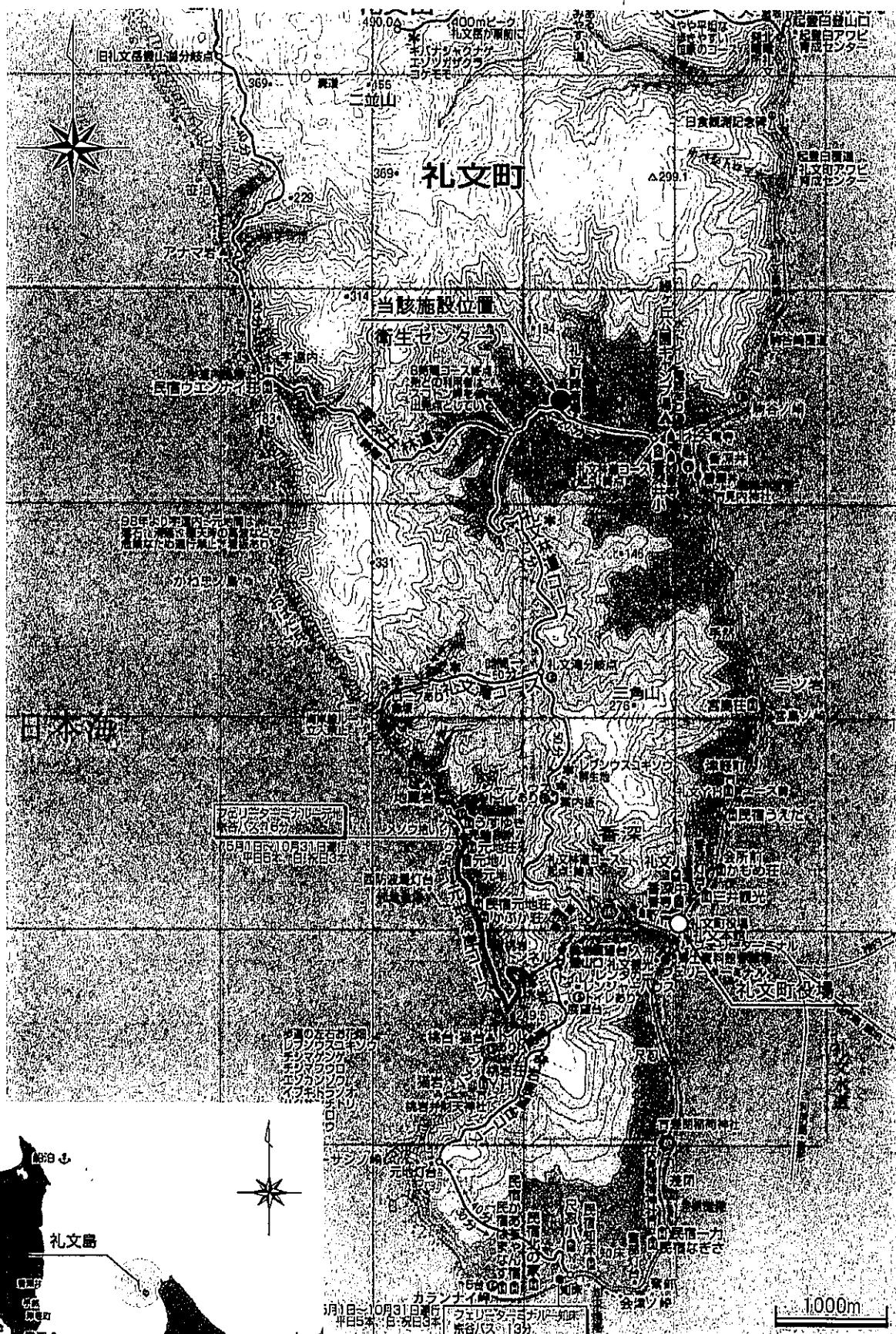
※計画地域内の各生活排水処理施設（浄化槽、産業集落排水施設等、下水道）による整備区域の境界を地図上に示したものを添付した。

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

<一般廃棄物>

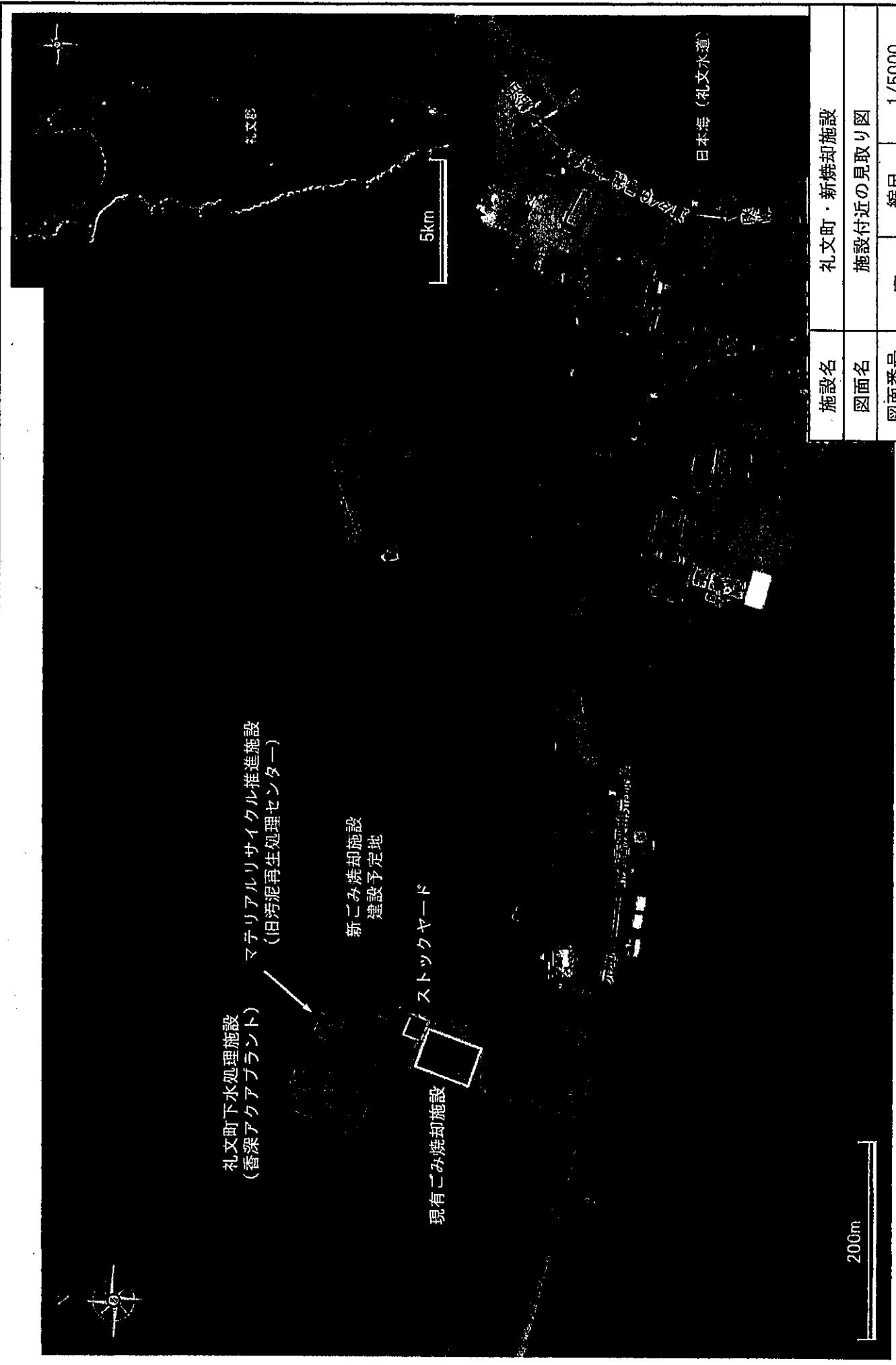


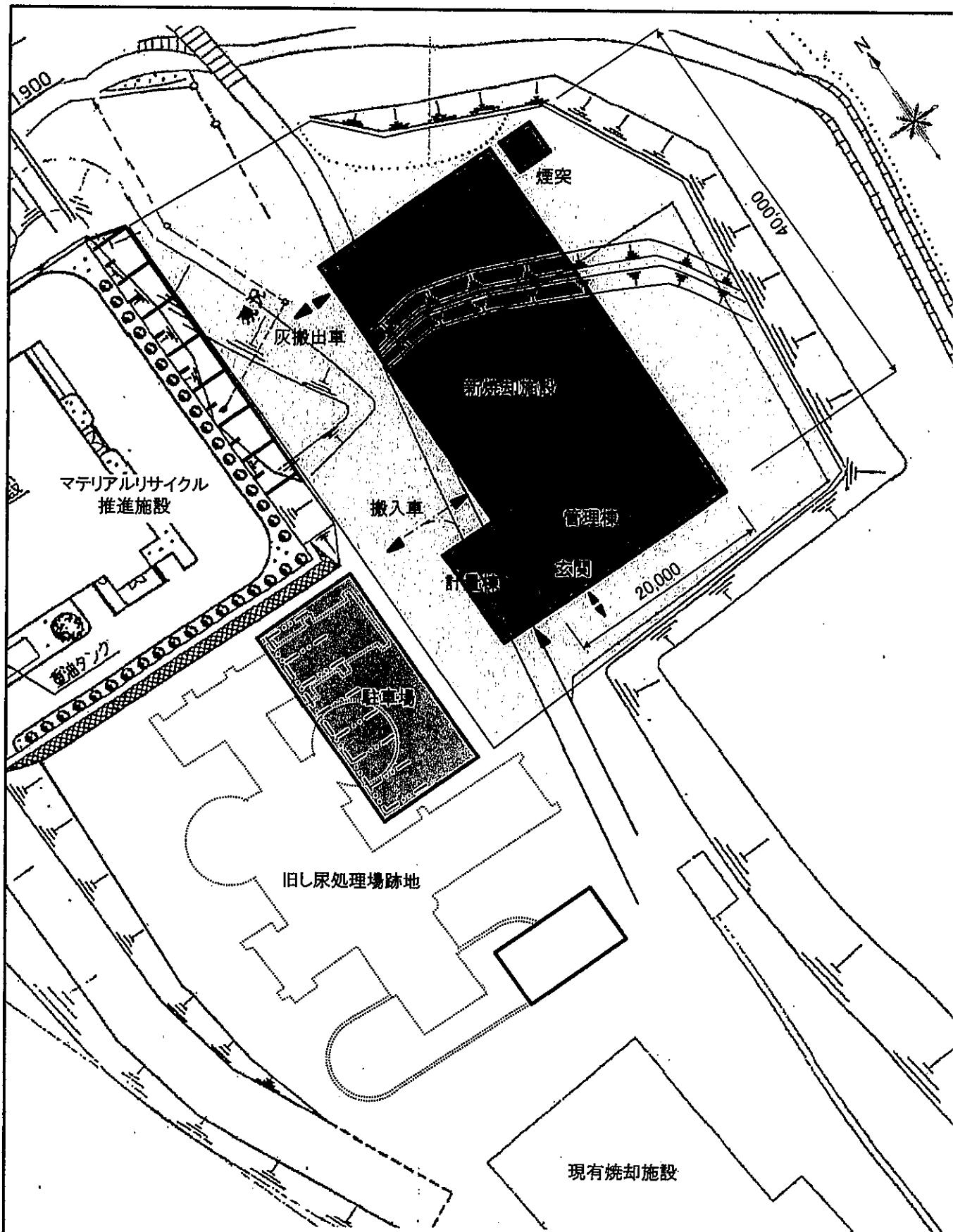




施設名	礼文町・新焼却施設		
図面名	施設の位置図		
図面番号	一	縮尺	1/50000

[添付資料]

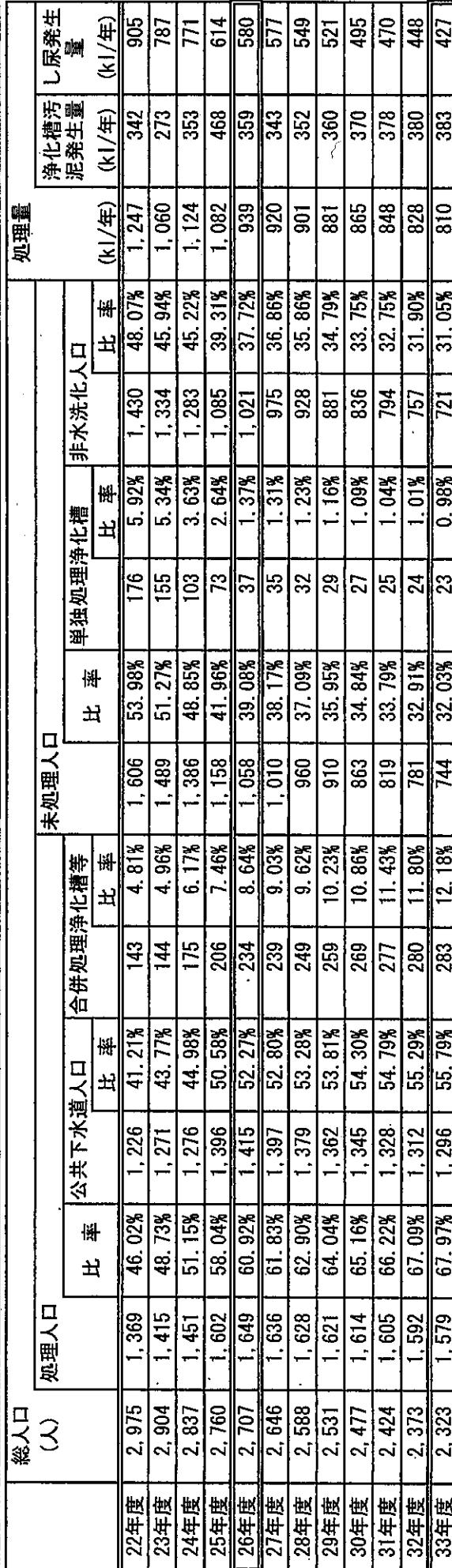
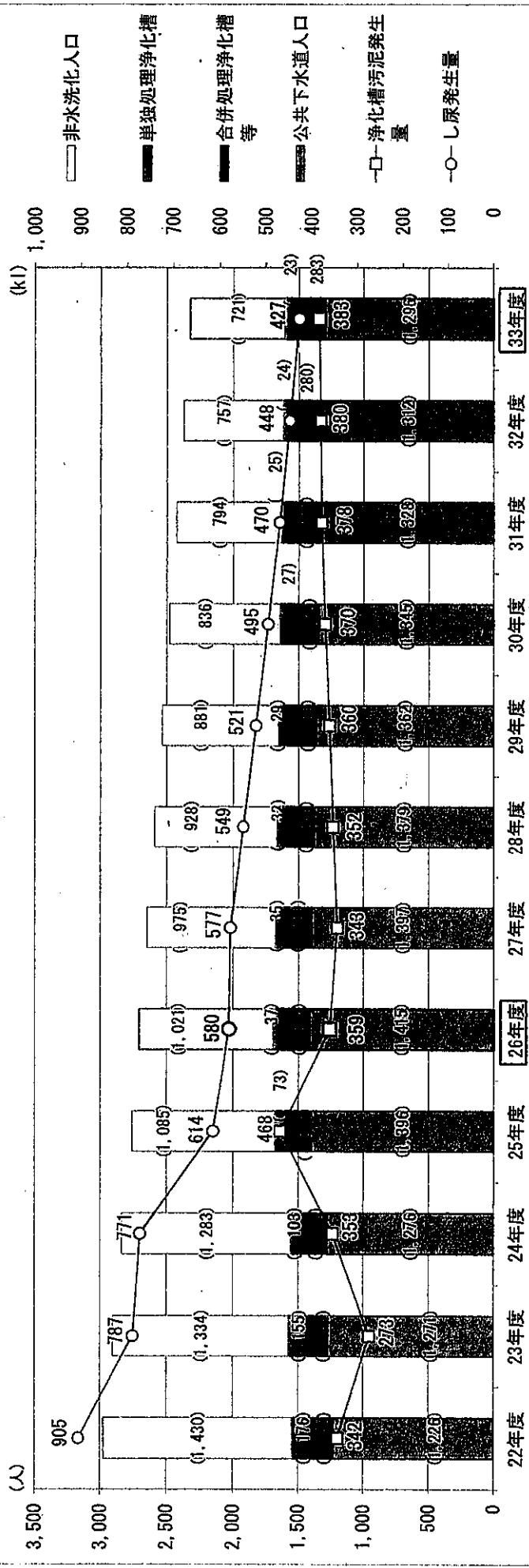




施設名	礼文町・新焼却施設		
図面名	平面配置計画(案)		
図面番号	一	縮尺	1/500

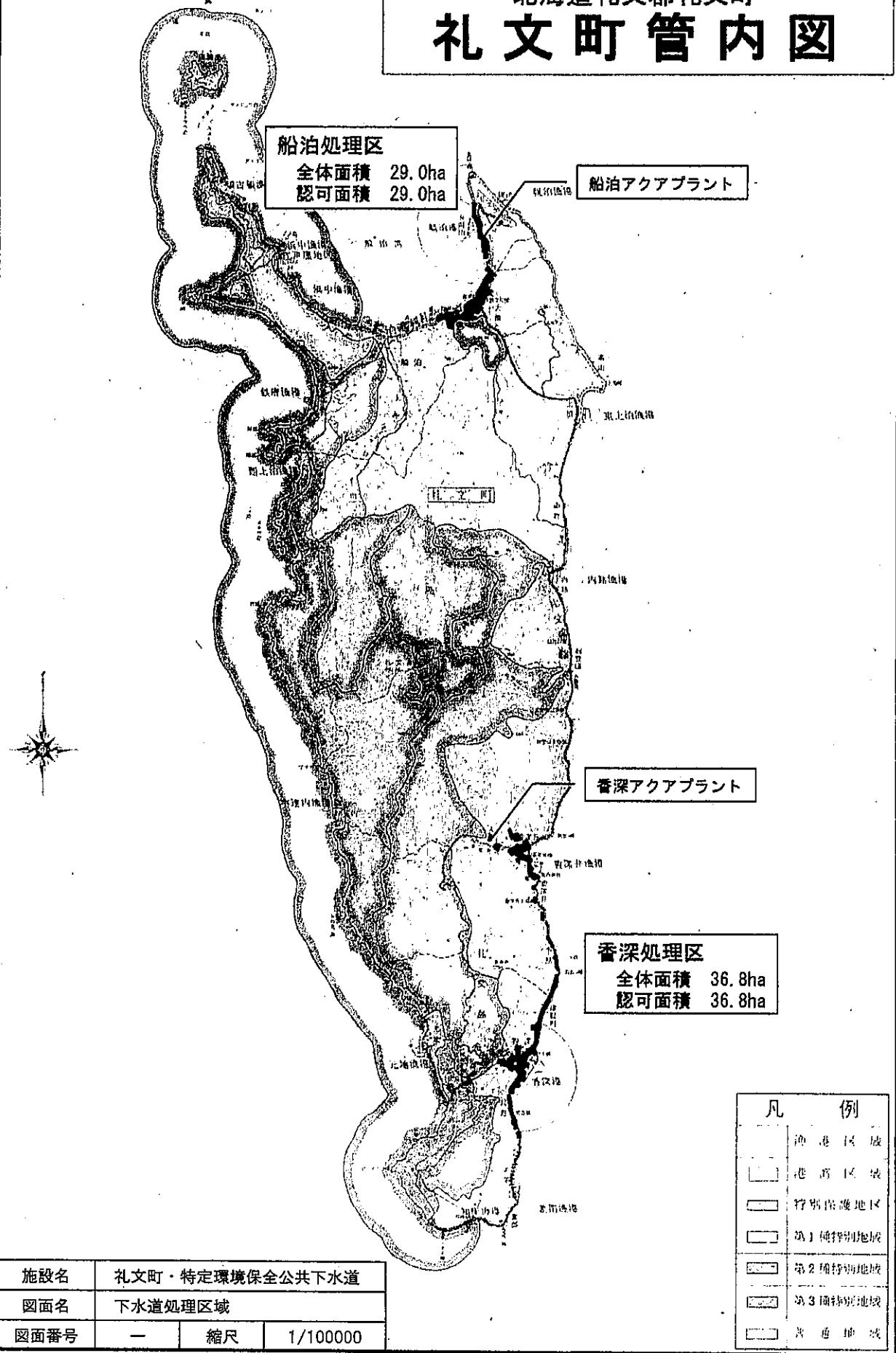
指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

<生活排水>



年度	處理人口 (人)	未処理人口			処理量		
		公共下水道人口		合併処理浄化槽等 比率	単独処理浄化槽 比率	非水洗化人口 比率	処理量 (kL/年)
		比率	比率		比率		
22年度	2,975	1,369	46.02%	1,226	41.21%	143	4.81%
23年度	2,904	1,415	48.73%	1,271	43.77%	144	4.96%
24年度	2,837	1,451	51.15%	1,276	44.98%	175	6.17%
25年度	2,760	1,602	58.04%	1,396	50.58%	206	7.46%
26年度	2,707	1,649	60.92%	1,415	52.27%	234	8.64%
27年度	2,646	1,636	61.83%	1,397	52.80%	239	9.03%
28年度	2,588	1,628	62.90%	1,379	53.28%	249	9.62%
29年度	2,531	1,621	64.04%	1,362	53.81%	259	10.23%
30年度	2,477	1,614	65.16%	1,345	54.30%	269	10.86%
31年度	2,424	1,605	66.22%	1,328	54.79%	277	11.43%
32年度	2,373	1,592	67.09%	1,312	55.29%	280	11.80%
33年度	2,323	1,579	67.97%	1,296	55.79%	283	12.18%

北海道礼文郡礼文町
礼文町管内図



第五章 會形成性質之金屬事業集體計劃調查表 2 (至於28年底)

（3）「おおきな」と「おおきい」の意味の違い

「おおきな」と「おおきい」は、どちらも大きさを表す言葉ですが、意味が異なります。

「おおきな」は、物事が大きくて重い、あるいは広いことを意味します。たとえば、「おおきな木」や「おおきな川」などです。

「おおきい」は、物事が大きくて大きい、あるいは多いことを意味します。たとえば、「おおきい子」や「おおきい本」などです。

三井不動産、日本生命、三井住友銀行などがある。

第三章の題旨を述べておきま

第三回 金子と金子の主

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

項目	内容	実施する方	実施する方の主な体制	費用負担額	実施年次					備考	
					平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
生活抑制、高付 用の推進に関するもの	11 有料化	家庭系、事業系の(定額制)料金見直しの検討又は従量制導入の検討	礼文町	28 31	否	検討					
	12 環境教育・普及啓発、助成制度	小中学校でのビデオ教材、副読本による授業の実施、各種イベントにおける普及啓発	礼文町	28 32	否	普及啓発					
	13 ごみ排出抑制・減量化対策	過剰包装の抑制も含めたマイバック運動・レジ袋対策、多量排出事業者への減量化指導の徹底	礼文町	28 32	否	普及啓発					
	14 再使用、再利用情報の提供制度	広報等による不要品交換情報提供、再使用可能なごみの希望者への贈渡	礼文町	28 32	否	事業の実施					
	15 地域リサイクル活動の推進事業	集団回収、フリーマーケットに対し、車両の貸出、回収ルートの情報提供、開催場所の提供等の支援	礼文町	28 32	否	事業の実施					
処理体制の確立、充実に関するもの	21 資源回収品目の拡大(分別区分の追加)	容器包装リサイクル法の完全実施に伴う分別区分の追加	礼文町	29 32	否	普及啓発(準備)					
	22 一斉清掃ごみの減容化	分別の徹底化による適正処理(可燃性粗大ごみの焼却処理)	礼文町	28 32	否	分別の徹底化					
	23 町が処理する産業廃棄物の指導強化	排出抑制、分別、適正処理の指導強化	礼文町	28 32	否	指導強化					
処理施設の整備に関するもの	1 新焼却施設の更新整備	機械化バッチ燃焼式焼却炉の建設	礼文町	30 31	要	建設					
	2 合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の普及啓発の実施	礼文町	28 32	要	合併処理浄化槽整備					
建設設備の作成計画に関するもの	31 新焼却施設	測量調査・地質調査・周辺環境(生活環境)調査・実施計画	礼文町	28 29	要	支援事業(1)	支援事業(2)				
その他	41 ごみ減量化・資源化目標の設定と達成度の発信	広報等による目標と達成度の周知徹底	礼文町	31 32	否	住民周知					
	42 ごみ処理、生活排水処理に関する情報公開	広報等によるごみ処理事業や生活排水処理事業の現状を公開	礼文町	28 32	否	指導徹底					
	43 行政における率先的取組み	循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行	礼文町	28 32	否	率先的取組み					
	44 廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル対象品引取の普及啓発	礼文町	28 32	否	普及啓発					
	45 不適正処理・不法投棄対策の強化	監視・指導体制の強化	礼文町	28 32	否	監視・指導体制の強化					
	46 災害時の廃棄物処理体制の整備	防災体制の整備、災害対策マニュアルの策定、国・道との連携体制の構築	礼文町	28 32	否	体制整備					
	47 島内美化運動の継続	町民、行政連携による一斉清掃の定期的な実施	礼文町	28 32	否	体制整備・普及啓発					

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	礼文町		
(2) 施設名称	衛生センター（ごみ処理施設）更新整備事業		
(3) 工期	平成 30 年度 ~ 平成 31 年度		
(4) 施設規模	処理能力 6.0t／日 (6.0t／日 ×1炉)		
(5) 形式及び処理方式	1. 形式 機械化バッチ燃焼式 2. 処理方式 階段型ストーカ式焼却炉		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有 (発電効率 %)	無
	2. 热回収の有無	有 (热回収率 3%)	無 (場内暖房、給湯のみ)
(7) 地域計画内の役割	現有焼却施設は老朽化が進み、補修頻度が高く、また補修箇所が広範囲に及ぶため、安定運転が困難な状況にある。ごみを減容・無害化し、最終処分場の耐用年数を確実に確保するため、平成30年度から新焼却施設を整備する。新焼却施設の整備に伴い、分別を徹底化し、現在埋立処分をしている可燃性粗大ごみの焼却も行う。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無	

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	該当なし
--------------	------

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 m ³ /t	該当なし
	2. 発生ガス量 m ³ /日	
(11) 回収ガスの利用計画	該当なし	

(9) 事業計画額	1,216,545 千円
-----------	--------------

【参考資料様式 5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	礼文町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道区域外の生活排水対策のため、浄化槽設置整備事業を実施する。
(4) 事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>ア 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（「下水道事業計画区域」）以外の地域で</p> <p>ア（カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域</p>
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 16,591 千円</p> <p>うち</p> <p>・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 _____ 千円</p> <p>・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 _____ 千円</p>

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位：千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独・撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	25基 (55人分)	基	352	22,000	8,800
6～7人槽	11基 (22人分)	基	441	12,100	4,851
8～10人槽	5基 (10人分)	基	588	7,350	2,940
11～20人槽	基 (人分)	基	1,002		
21～30人槽	基 (人分)	基	1,545		
31～50人槽	基 (人分)	基	2,129		
51人槽以上	基 (人分)	基	2,429		
改築	基 (人分)				
計画策定調査費					
合計	41基 (87人分)	基		41,450	16,591

(改革を除く)

計画支援概要

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	礼文町		
(2) 事業目的	焼却 施設整備のため		
(3) 事業名称	調査・実施計画事業		
(4) 事業期間	平成 28 年度～ 平成 29 年度	平成 年度～ 平成 年度	平成 年度～ 平成 年度
(5) 事業概要	○建設予定地調査 測量調査 地質調査 周辺（生活）環境調査 ○焼却施設実施計画 配置計画・造成計画図・ 発注仕様書作成の作成 等		
(6) 事業計画額	21,737 千円		